



目 次	ページ
規 則	
◎高知県給与支給事務集中処理規則の一部を改正する規則	1
告 示	
◎告示（地方自治法第153条第1項の規定に基づく知事の権限に属する事務の委任）の一部改正（行政管理課）	1
◎告示（地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の権限に属する事務の委任）の一部改正（2件）	1
高知県教育委員会規則	
◎高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則	1
◎高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則の一部を改正する規則	2
◎高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則	2
◎高知県立塩見記念青少年プラザの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	2
◎高知県立青少年の家の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	4
◎高知県立高知青少年の家の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	6
◎高知県立青少年体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	7
◎高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	8
◎高知県立武道館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	9
高知県教育委員会訓令	
◎高知県教育委員会事務局及び教育機関処務規程の一部を改正する訓令	10
高知県教育長訓令	
◎教育長の権限に属する事務決裁規程の一部を改正する訓令	10

規 則

高知県給与支給事務集中処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年4月1日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第34号

高知県給与支給事務集中処理規則の一部を改正する規則

高知県給与支給事務集中処理規則（昭和40年高知県規則第43号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成22年度における子ども手当の支給に関する法律（平成22年法律第19号）」を「平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成22年法律第19号）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第215号

平成22年4月高知県告示第223号（地方自治法第153条第1項の規定に基づく知事の権限に属する事務の委任）の一部を次のように改正する。

平成23年4月1日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

1中「平成22年度における子ども手当の支給に関する法律（平成22年法律第19号）」を「平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成22年法律第19号）」に改める。

高知県告示第216号

平成22年4月高知県告示第224号（地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の権限に属する事務の委任）の一部を次のように改正する。

平成23年4月1日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

1中「平成22年度における子ども手当の支給に関する法律（平成22年法律第19号）」を「平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成22年法律第19号）」に改める。

高知県告示第217号

平成22年4月高知県告示第225号（地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の権限に属する事務の委任）の一部を次のように改正する。

平成23年4月1日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

1中「平成22年度における子ども手当の支給に関する法律（平成22年法律第19号）」を「平成22年度等における子ども手当の支

目次中◎印のあるものは、高知県法規集に登載するものです。

給に関する法律（平成22年法律第19号）」に改める。

教 育 委 員 会 規 則

高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日（揭示済）

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県教育委員会規則第7号

高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

高知県教育委員会行政組織規則（昭和43年高知県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出しを「（課及びその内部組織）」に改め、同条中「全国生涯学習フォーラム推進課」を「新図書館整備課」に改め、同条に次の1項を加える。

2 高等学校課の内部組織として、再編振興室を置く。

第7条第1項中「高知県青少年センター」を「高知県立青少年センター」に改める。

第8条中「徳島県鳴門市」を「徳島県鳴門市及び愛媛県松山市」に改める。

第9条第16号中「及び調整」を「、調整及び支援」に改める。第13条第17号中「再編計画」を「再編及び振興」に改める。

第15条の2を次のように改める。

（新図書館整備課）

第15条の2 新図書館整備課の分掌事務は、新図書館等の整備に関する事務とする。

第23条第2項第10号中「の企画及び実施並びに」を「及び」に改め、同条第3項第6号を削り、同項第7号中「研修」を「研修及び指導」に改め、同号を同項第6号とし、同項第8号を同項第7号とし、同項第9号を同項第8号とする。

第37条の表中

課長補佐	課長を補佐し、所属職員を指揮監督するほか、課相互間の連絡調整に当たる。
------	-------------------------------------

を

課長補佐	課長を補佐し、所属職員を指揮監督するほか、課相互間の連絡調整に当たる。
------	-------------------------------------

室長	室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
----	-----------------------

に改める。

第38条第1項の表課の項中「（全国生涯学習フォーラム推進課

を除く。）」を削り、同表中

生涯学習課	企画監
-------	-----

を

高等学校課	企画監
高等学校課 再編振興室	室長

に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日（揭示済）

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県教育委員会規則第8号

高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則の一部を改正する規則

高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則（昭和48年高知県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

本則の表高知県立伊野商業高等学校の項中「メディアクリエート科 国際観光科 情報デザイン科 ビジネス会計科 情報処理科」を「キャリアビジネス科」に改め、同表高知県立宿毛高等学校の大月分校の項を削り、同表備考中

「3 高知県立高知丸の内高等学校の全日制的課程の普通科」

を

「3 高知県立高知丸の内高等学校の全日制的課程の普通科
4 高知県立伊野商業高等学校の全日制的課程の商業に関する学科」

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則中本則の表高知県立宿毛高等学校の大月分校の項を削る改正規定及び附則第3項の規定は平成26年4月1日から、その他の規定は平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則（次項において「旧規則」という。）の規定により設置された高知県立伊野商業高等学校

の全日制的課程のメディアクリエート科、国際観光科、情報デザイン科、ビジネス会計科及び情報処理科（以下この項において「メディアクリエート科、国際観光科、情報デザイン科、ビジネス会計科及び情報処理科」という。）は、この規則による改正後の高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則（次項において「新規則」という。）の規定にかかわらず、平成24年3月31日にメディアクリエート科、国際観光科、情報デザイン科、ビジネス会計科及び情報処理科に在学する者がそれぞれメディアクリエート科、国際観光科、情報デザイン科、ビジネス会計科及び情報処理科に在学しなくなるまでの間、なお存続するものとする。

3 旧規則の規定により設置された高知県立宿毛高等学校の大月分校の全日制的課程の普通科（以下この項において「宿毛高校大月分校普通科」という。）は、新規則の規定にかかわらず、平成26年3月31日において宿毛高校大月分校普通科に在学する者が宿毛高校大月分校普通科に在学しなくなる日以後の最初の3月31日までの間、存続するものとする。

高知県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日（揭示済）

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県教育委員会規則第9号

高知県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

高知県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則（平成19年高知県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「のうち」を「のうち少なくとも」に改める。
別表第1中

高知県立仁淀高等学校	仁淀川町立吾川中学校 仁淀川町立池川中学校 仁淀川町立仁淀中学校
------------	--

を

高知県立仁淀高等学校	仁淀川町立吾川中学校 仁淀川町立池川中学校 仁淀川町立仁淀中学校
------------	--

を

高知県立宿毛高等学校 大月分校	大月町立大月中学校
--------------------	-----------

に改める。

別記第6号様式備考及び別記第18号様式備考中「のうち」を「のうち少なくとも」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

高知県立塩見記念青少年プラザの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日（揭示済）

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県教育委員会規則第10号

高知県立塩見記念青少年プラザの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県立塩見記念青少年プラザの設置及び管理に関する条例施行規則（平成16年高知県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中「規定により、」を「教育委員会規則で定める」に、「別表の」を「別表に定める」に改める。

第3条中「利用できる」を「利用することができる」に改める。

第4条第1項中「第4条に規定する」を「第4条第1項の規定による」に、「以下「許可施設等」という。）の利用の許可」を「同項に規定する許可施設等をいう。以下同じ。）の利用の許可（以下「利用の許可」という。）」に、「第11条の」を「第11条に規定する」に改め、「別に」を削り、同条第2項中「利用の許可に関する業務」を「プラザの管理」に、「教育委員会」を「高知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改め、同条第3項中「申請は、」を「申請は、許可施設等を」に改め、同項ただし書中「以下」を「以下この項において」に、「及び」を「又は」に、「は、許可施設等について、当該施設を利用する」を「にあつては、許可施設等を利用する日の」に改め、同条第4項中「利用の許可に関する業務」を「プラザの管理」に、「教育委員会。次条から第7条まで」を「、教育委員会。次条第1項、第6条、第7条ただし書、第12条ただし書」に、「必要と」を「必要があると」に改める。

第5条第1項中「許可施設等の利用を許可する」を「利用の許可をする」に、「当該申請者」を「当該申請をした者」に、「許可しない」を「利用の許可をしない」に改める。

第6条第1項中「第4条第3項の規定により許可施設等の利用の申請を行った者が申請を取り消し、又は申請」を「第4条第1項又は第2項の規定により申請をした者が、当該申請を取り消し、又は当該申請」に改め、同条第2項中「許可施設等の利用の許可」を「利用許可書の交付」に、「当該施設等の利用の許可」を「当該利用の許可」に、「当該施設等を」を「当該許可施設等を」に、「変更の申請を指定管理者に提出しなければ」を「指定

<p>管理者に対して、条例第4条第1項の規定による許可施設等の利用の変更の許可の申請をしなければ」に改める。</p> <p>第8条中「条例第4条第1項に規定する」を削り、「は、使用料を」を「（以下「利用者」という。）は、条例第6条に規定する使用料を第5条第1項の」に改める。</p> <p>第9条第1項中「施設」を「許可施設等」に改め、同条第2項中「承認した」を「承認する」に改める。</p> <p>第11条中「施設の」を「許可施設等及びプラザの設備等（附属設備を含む。以下同じ。）の」に、「許可施設」を「許可施設等」に改める。</p> <p>第12条を次のように改める。 （利用終了後等の整理）</p> <p>第12条 利用者は、許可施設等の利用が終わったとき又は条例第5条第1項の規定に基づき利用の許可を取り消され、若しくは許可施設等の利用を停止させられたときは、当該利用に係る設備等を所定の位置に戻し、プラザの関係職員の点検を受けなければならない。ただし、指定管理者が特に認めたときは、この限りでない。</p> <p>第13条中「利用者」を「プラザを利用する者」に改め、同条第5号中「附属設備等をプラザ外」を「プラザの設備等、備品等をプラザの外」に改め、同条第6号中「汚損又は損傷する」を「汚損し、又は損壊する」に改め、同条第8号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改める。</p> <p>第14条中「次の各号の」を「、次の各号の」に、「退場」を「プラザからの退去」に改め、同条第1号中「利用者」を「プラザを利用する者」に改める。</p> <p>第15条中「設備等」を「設備等、備品等」に改める。</p> <p>第16条各号列記以外の部分を次のように改める。 条例第13条第2号の教育委員会規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>第16条第1号を削り、同条第2号中「第12条の」を「第12条各号に規定する」に改め、同号を同条第1号とし、同条第3号中「、寄附行為」を削り、同号を同条第2号とし、同条第4号中「法人以外の団体にあつては」を「法人以外の団体にあつては当該団体の」に改め、同号を同条第3号とし、同条第5号中「第1号」を「前項」に改め、同号を同条第4号とし、同条第6号中「その他」を「前各号に掲げる書類のほか、」に、「必要と」を「必要があると」に改め、同号を同条第5号とし、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。</p> <p>条例第13条の教育委員会規則で定める申請書は、別記第7号様式によるものとする。</p> <p>第17条の見出しを「（委任）」に改め、同条中「教育長が別に」を「高知県教育長が」に改める。</p> <p>別表備考1中「、日曜日」を「日曜日」に、「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）」を「国民の祝日に関する法</p>	<p>律（昭和23年法律第178号）第3条」に、「、これら」を「これらの日」に改める。</p> <p>別記第7号様式を次のように改める。</p>	
---	--	--

第7号様式（第16条関係）

年 月 日

高知県教育委員会 様

指定管理者指定申請書

高知県立塩見記念青少年プラザの指定管理者の指定を受けたいので、高知県立塩見記念青少年プラザの設置及び管理に関する条例第13条の規定により次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請者	フリガナ			
	名称			
代表者の職・氏名	職名		フリガナ	
			氏名	®
主たる事務所の所在地	(郵便番号 -)			
	電話番号		ファクシミリ番号	
高知県内の主たる事務所等の所在地	(郵便番号 -)			
	電話番号		ファクシミリ番号	

関係書類

- 高知県立塩見記念青少年プラザの設置及び管理に関する条例第13条第1号の事業計画書
- 高知県立塩見記念青少年プラザの設置及び管理に関する条例第12条各号に規定する業務に係る収支予算書
- 定款、規約その他これらに類する書類
- 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては当該団体の代表者の住民票の写し
- 申請書を提出する日の属する事業年度及び前事業年度に係る財務諸表等経営の状況を示す書類
- (1)から(5)までの書類のほか、高知県教育委員会が必要であると認める書類

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

高知県立青少年の家の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日（掲示済）

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県教育委員会規則第11号

高知県立青少年の家の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県立青少年の家の設置及び管理に関する条例施行規則（平成17年高知県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第4条に規定する」を「第4条第1項の規定により」、「利用の許可」を「利用の許可（以下「利用の許可」という。）」に、「教育委員会に対して、」を「高知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対して、教育委員会が」に改め、同条第2項中「利用の許可に関する業務を条例第2条の」を「青少年の家の管理を条例第2条に規定する」に改め、同条第3項中「申請は、」を「申請は、青少年の家を」に改め、同条第4項中「利用の許可に関する業務」を「青少年の家の管理」に、「指定管理者。次条から第5条まで、第11条及び」を「、指定管理者。次条第1項及び第2項、第4条、第5条ただし書、第11条並びに」に改め、「必要と」を削る。

第3条第1項中「青少年の家の利用を許可する」を「利用の許可をする」に、「当該申請者」を「当該申請をした者」に、「許可しない」を「利用の許可をしない」に改め、同条第2項中「前項の許可」を「利用の許可」に、「必要と」を「必要があると」に改める。

第4条第1項中「青少年の家の利用の申請を行った者が申請を取り消し、又は申請」を「申請をした者が、当該申請を取り消し、又は当該申請」に改め、同条第2項中「青少年の家の利用の許可を」を「利用許可書の交付を」に、「青少年の家の利用の許可の」を「当該利用の許可の」に、「変更の申請を教育委員会に提出しなければ」を「教育委員会に対して、条例第4条第1項の規定による青少年の家の利用の変更の許可の申請をしなければ」に改める。

第5条中「利用する者は、」を「利用する者は、青少年の家の」に改める。

第6条中「条例第4条第1項に規定する」を削り、「使用料を」を「条例第6条に規定する使用料を第3条第1項の」に、「利用後」を「青少年の家の利用を終えた後」に改める。

第7条第2項中「承認したときは、」を「承認するときは教育委員会が」に改める。

第9条中「利用者」を「青少年の家を利用する者」に改める。

第10条中「利用者」を「青少年の家を利用する者」に改め、同条第5号中「附属設備等」を「青少年の家の附属設備、備品等」に改め、同条第6号中「汚損又は損傷する」を「汚損し、又は損傷する」に改め、同条第8号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改める。

第11条中「次の各号の」を「、次の各号の」に、「退場」を「青少年の家からの退去」に改め、同条第1号中「利用者に」を「青少年の家を利用する者」に改め、同条第2号及び第3号中「当該施設で」を削る。

第12条中「利用者は、施設、設備等」を「青少年の家を利用する者は、青少年の家の施設、設備、備品等」に改める。

第13条各号列記以外の部分を次のように改める。

条例第12条第2号の教育委員会規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

第13条第1号を削り、同条第2号中「第11条の」を「第11条各号に規定する」に改め、同条第1号とし、同条第3号中「、寄附行為」を削り、同条第2号とし、同条第4号中「法人以外の団体にあつては」を「法人以外の団体にあつては当該団体の」に改め、同条第3号とし、同条第5号中「第1号」を「前項」に改め、同条第4号とし、同条第6号中「その他」を「前各号に掲げる書類のほか、」に、「必要と」を「必要があると」に改め、同条第5号とし、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

条例第12条の教育委員会規則で定める申請書は、別記第6号様式によるものとする。

第14条中「教育長が別に」を「高知県教育長が」に改める。

別記第6号様式を次のように改める。

第6号様式（第13条関係）

年 月 日

高知県教育委員会 様

指定管理者指定申請書

高知県立青少年の家の指定管理者の指定を受けたいので、高知県立青少年の家の設置及び管理に関する条例第12条の規定により次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請者	フリガナ			
	名称			
	代表者の職・氏名	職名	フリガナ	
			氏名	®
主たる事務所の所在地	(郵便番号 -)			
	電話番号		ファクシミリ番号	
高知県内の主たる事務所等の所在地	(郵便番号 -)			
	電話番号		ファクシミリ番号	

関係書類

- (1) 高知県立青少年の家の設置及び管理に関する条例第12条第1号の事業計画書
- (2) 高知県立青少年の家の設置及び管理に関する条例第11条各号に規定する業務に係る収支予算書
- (3) 定款、規約その他これらに類する書類
- (4) 法人にあつては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあつては当該団体の代表者の住民票の写し
- (5) 申請書を提出する日の属する事業年度及び前事業年度に係る財務諸表等経営の状況を示す書類
- (6) (1)から(5)までの書類のほか、高知県教育委員会が必要であると認める書類

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

高知県立高知青少年の家の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日（掲示済）

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県教育委員会規則第12号

高知県立高知青少年の家の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県立高知青少年の家の設置及び管理に関する条例施行規則（平成17年高知県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第5条に規定する」を「第5条第1項の規定により」に、「利用の許可」を「利用の許可（以下「利用の許可」という。）」に、「第2条の」を「第2条に規定する」に改め、「別に」を削り、同条第2項中「利用の許可に関する業務」を「青少年の家の管理」に、「教育委員会」を「高知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改め、同条第3項中「申請は、」を「申請は、青少年の家を」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、指定管理者（青少年の家の管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、教育委員会。次条第1項、第4条、第5条ただし書、第11条及び第12条において同じ。）が特に認めたときは、この限りでない。

第2条第4項を削る。

第3条第1項中「青少年の家の利用を許可する」を「利用の許可をする」に、「当該申請者」を「当該申請をした者」に、「許可しない」を「利用の許可をしない」に改める。

第4条第1項中「青少年の家の利用の申請を行った者が申請を取り消し、又は申請」を「申請をした者が、当該申請を取り消し、又は当該申請」に改め、同条第2項中「青少年の家の利用の許可を」を「利用許可書の交付を」に、「青少年の家の利用の許可の」を「当該利用の許可の」に、「変更の申請を指定管理者に提出しなければ」を「指定管理者に対して、条例第5条第1項の規定による青少年の家の利用の変更の許可の申請をしなければ」に改める。

第6条中「条例第5条第1項に規定する」を削り、「使用料を」を「条例第7条に規定する使用料を第3条第1項の」に改め、同条ただし書中「教育委員会が」を「教育委員会が特に」に改める。

第7条第1項中「承認した」を「承認する」に改める。

第9条中「利用者」を「青少年の家を利用する者」に、「施設に」を「青少年の家の施設に」に改める。

第10条中「利用者」を「青少年の家を利用する者」に改め、同条第5号中「附属設備等」を「青少年の家の附属設備、備品等」に改め、同条第8号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改める。

第11条中「次の各号の」を「、次の各号の」に、「退場」を「青少年の家からの退去」に改め、同条第1号中「利用者」を「青少年の家を利用する者」に改める。

第12条中「利用者」を「青少年の家を利用する者」に、「設備等」を「設備、備品等」に改める。

第13条各号列記以外の部分を次のように改める。

条例第13条第2号の教育委員会規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

第13条第1号を削り、同条第2号中「第12条の」を「第12条各号に規定する」に改め、同号を同条第1号とし、同条第3号中「、寄附行為」を削り、同号を同条第2号とし、同条第4号中「法人以外の団体にあつては」を「法人以外の団体にあつては当該団体の」に改め、同号を同条第3号とし、同条第5号中「第1号」を「前項」に改め、同号を同条第4号とし、同条第6号中「その他」を「前各号に掲げる書類のほか、」に、「必要と」を「必要があると」に改め、同号を同条第5号とし、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

条例第13条の教育委員会規則で定める申請書は、別記第7号様式によるものとする。

第14条中「教育長が別に」を「高知県教育長が」に改める。

別記第7号様式を次のように改める。

第7号様式（第13条関係）

年 月 日

高知県教育委員会 様

指定管理者指定申請書

高知県立高知青少年の家の指定管理者の指定を受けたいので、高知県立高知青少年の家の設置及び管理に関する条例第13条の規定により次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請者	フリガナ			
	名称			
	代表者の職・氏名	職名	フリガナ	
			氏名	Ⓜ
主たる事務所の所在地	(郵便番号 -)			
	電話番号		ファクシミリ番号	
高知県内の主たる事務所等の所在地	(郵便番号 -)			
	電話番号		ファクシミリ番号	

関係書類

- (1) 高知県立高知青少年の家の設置及び管理に関する条例第13条第1号の事業計画書
- (2) 高知県立高知青少年の家の設置及び管理に関する条例第12条各号に規定する業務に係る収支予算書
- (3) 定款、規約その他これらに類する書類
- (4) 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては当該団体の代表者の住民票の写し
- (5) 申請書を提出する日の属する事業年度及び前事業年度に係る財務諸表等経営の状況を示す書類
- (6) (1)から(5)までの書類のほか、高知県教育委員会が必要があると認める書類

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。



高知県立青少年体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日（揭示済）

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県教育委員会規則第13号

高知県立青少年体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県立青少年体育館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成17年高知県教育委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「規定により」を「規定による」に、「以下「許可施設等」という」を「同項に規定する許可施設等をいう。以下同じ」に改め、「別に」を削り、同条第2項中「利用の許可に関する業務」を「体育館の管理」に、「教育委員会」を「高知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改め、同条第3項中「第1項又は前項」を「前2項」に改め、同項ただし書中「利用の許可に関する業務」を「体育館の管理」に改める。

第6条中「の規定による使用料（以下「使用料」という。）」を「に規定する使用料」に改める。

第10条中「利用者は、」を「利用者は、許可施設等の」に、「第6条」を「第6条第1項」に、「若しくは」を「若しくは許可施設等の」に改める。

第14条第2項第2号中「、寄附行為」を削り、同項第3号中「法人以外の団体にあっては」を「法人以外の団体にあっては当該団体の」に改める。

第16条中「教育長が別に」を「高知県教育長が」に改める。

別記第8号様式を次のように改める。

第8号様式（第14条関係）

年 月 日

高知県教育委員会 様

指定管理者指定申請書

高知県立青少年体育館の指定管理者の指定を受けたいので、高知県立青少年体育館の設置及び管理に関する条例第13条の規定により次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請者	フリガナ			
	名称			
代表者の職・氏名	職名		フリガナ	
			氏名	Ⓜ
主たる事務所の所在地	（郵便番号 - ）			
	電話番号		ファクシミリ番号	
高知県内の主たる事務所等の所在地	（郵便番号 - ）			
	電話番号		ファクシミリ番号	

関係書類

- (1) 高知県立青少年体育館の設置及び管理に関する条例第13条第1号の事業計画書
- (2) 高知県立青少年体育館の設置及び管理に関する条例第12条各号に規定する業務に係る収支予算書
- (3) 定款、規約その他これらに類する書類
- (4) 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては当該団体の代表者の住民票の写し
- (5) 申請書を提出する日の属する事業年度及び前事業年度に係る財務諸表等経営の状況を示す書類
- (6) (1)から(5)までの書類のほか、高知県教育委員会が必要があると認める書類

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日（掲示済）

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県教育委員会規則第14号

高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成17年高知県教育委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「規定により」を「規定による」に、「以下「許可施設等」という」を「同項に規定する許可施設等をいう。以下同じ」に改め、「別に」を削り、同条第2項中「教育委員会」を「高知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改め、同条第3項中「第1項又は前項」を「前2項」に改める。

第6条中「第7条の規定による」を「第7条に規定する」に、「第12条第1項の規定による」を「第12条に規定する」に改め、「（以下「使用料」という。）」を削る。

第11条中「利用者は、」を「利用者は、許可施設等の」に、「第6条」を「第6条第1項」に、「若しくは」を「若しくは許可施設等の」に改める。

第15条第2項第2号中「、寄附行為」を削り、同項第3号中「法人以外の団体にあっては」を「法人以外の団体にあっては当該団体の」に改める。

第17条中「教育長が別に」を「高知県教育長が」に改める。
別記第9号様式を次のように改める。

第9号様式（第15条関係）

年 月 日

高知県教育委員会 様

指定管理者指定申請書

高知県立県民体育館の指定管理者の指定を受けたいので、高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例第16条の規定により次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請者	フリガナ			
	名称			
	代表者の職・氏名	職名	フリガナ	
			氏名	Ⓔ
主たる事務所の所在地	(郵便番号 -)			
	電話番号		ファクシミリ番号	
高知県内の主たる事務所等の所在地	(郵便番号 -)			
	電話番号		ファクシミリ番号	

関係書類

- 高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例第16条第1号の事業計画書
- 高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例第15条各号に規定する業務に係る収支予算書
- 定款、規約その他これらに類する書類
- 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては当該団体の代表者の住民票の写し
- 申請書を提出する日の属する事業年度及び前事業年度に係る財務諸表等経営の状況を示す書類
- (1)から(5)までの書類のほか、高知県教育委員会が必要があると認める書類

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。



高知県立武道館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日（掲示済）

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県教育委員会規則第15号

高知県立武道館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県立武道館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成17年高知県教育委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「規定により」を「規定による」に、「以下「許可施設等」という」を「同項に規定する許可施設等をいう。以下同じ」に改め、「別に」を削り、同条第2項中「教育委員会」を「高知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改め、同条第3項中「第1項又は前項」を「前2項」に改め、同項ただし書中「以下「武道場」を「第5項において「武道場」に改め、「別に」を削る。

第6条中「第7条の規定による」を「第7条に規定する」に、「第12条第1項の規定による」を「第12条に規定する」に改め、「（以下「使用料」という。）」を削る。

第11条中「利用者は、」を「利用者は、許可施設等の」に、「第6条」を「第6条第1項」に、「若しくは」を「若しくは許可施設等の」に改める。

第15条第2項第2号中「、寄附行為」を削り、同項第3号中「法人以外の団体にあっては」を「法人以外の団体にあっては当該団体の」に改める。

第17条中「教育長が別に」を「高知県教育長が」に改める。
別記第10号様式を次のように改める。

第10号様式（第15条関係）

年 月 日

高知県教育委員会 様

指定管理者指定申請書

高知県立武道館の指定管理者の指定を受けたいので、高知県立武道館の設置及び管理に関する条例第16条の規定により次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請者	フリガナ			
	名称			
	代表者の職・氏名	職名	フリガナ	
			氏名	®
主たる事務所の所在地	(郵便番号 -)			
	電話番号		ファクシミリ番号	
高知県内の主たる事務所等の所在地	(郵便番号 -)			
	電話番号		ファクシミリ番号	

関係書類

- 高知県立武道館の設置及び管理に関する条例第16条第1号の事業計画書
- 高知県立武道館の設置及び管理に関する条例第15条各号に規定する業務に係る収支予算書
- 定款、規約その他これらに類する書類
- 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては当該団体の代表者の住民票の写し
- 申請書を提出する日の属する事業年度及び前事業年度に係る財務諸表等経営の状況を示す書類
- (1)から(5)までの書類のほか、高知県教育委員会が必要があると認める書類

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

教育委員会訓令

高知県教育委員会訓令第3号

教育委員会事務局
各 教 育 機 関

高知県教育委員会事務局及び教育機関処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年3月31日（揭示済）

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県教育委員会事務局及び教育機関処務規程の一部を改正する訓令

高知県教育委員会事務局及び教育機関処務規程（平成14年3月高知県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第15号中「課長補佐及び」を「課長補佐、課の内部組織である室の長（第5条において「課内室長」という。）及び」に改める。

第5条の表本局の課長の項中「課長補佐等（）」を「課長補佐等（課内室長及び）」に改める。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

教育長訓令

高知県教育長訓令第3号

教育委員会事務局
各 教 育 機 関

教育長の権限に属する事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年4月1日（揭示済）

高知県教育長 中澤 卓史

教育長の権限に属する事務決裁規程の一部を改正する訓令

教育長の権限に属する事務決裁規程（昭和46年3月高知県教育長訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び専門企画員」を「、室長及び専門企画員」に改める。

第12条の2を削る。

別表の1の(1)の項を次のように改める。

(1) 教育委員会に付議する議案の提出に関すること。	○				教育政 策課長	高知県 教育委 員会事
----------------------------	---	--	--	--	------------	-------------------

				<p>務委任規則（平成4年高知県教育委員会規則第1号）第2条第3号、第17号、第25号、第26号及び第29号に係るものについては、総務福利課長に合議する。</p>	<p>納については、財政課長に合議する。 ※重要物品については、総務事務センター課長（会計管理局総務事務センター課長をいう。以下この項において同じ。）に合議する。</p>	
<p>別表の8の(2)のアの項中「の変更」を削り、同表の11の(2)のイの(ア)の項を次のように改める。</p>					<p>別表の11の(3)のアの項中「に規定する」を「に掲げる」に改め、同表の11の(3)のイの項中「に關すること。」を削り、「については」を「に係るものについては」に改め、同表の11の(4)のイの項中「総務部長」を削り、同表の11の(5)のアの項、11の(5)のイの項、11の(5)のウの項、11の(5)のオの項、11の(5)のカの項、11の(5)のキの項、11の(5)のクの項及び11の(5)のケの項中「に關すること。」を削り、同表の12の(17)の項中「振替請求」を「振替要求」に改め、同表の13の(1)の項中「10の(4)及び(5)」を「10の(4)」に改め、同表備考2中「財政課課長補佐」を「財政課企画監、財政課課長補佐、財政課執行管理室長」に改める。</p> <p>附 則 この訓令は、平成23年4月1日から施行する。</p>	
<p>(ア) 1 件の見積金額又は評価額が5,000万円以上のもの</p>	<p>○</p>					<p>重要物品（高知県財産規則第64条に規定する重要物品をいう。以下この項において同じ。）及び寄附の受</p>